

和歌山県知事 様

同意書兼個人番号カード（写）等貼付等台紙

記入例

和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）交付要綱第5条の2の規定による奨学のための給付金の申請に係る事務のため、行政手続における特定の（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2項から在学期間中、地方税関係情報を取得されることとなります。

各同意者で必ず  
自書してください。

住所が同じ場合でも  
記入をお願いします。

高校生等氏名	和歌山 桜子		( ○○○○○○高校)	
同意者 (保護者等)	続柄	父	生年月日	1972年 5月15日
	ふりがな	わかやま たろう		
		和歌山 太郎		
	住所	和歌山県○○市○○○丁目○○番地		
同意者 (保護者等)  (自署)	続柄	母	生年月日	1975年 4月12日
	ふりがな	わかやま はなこ		
	氏名	和歌山 花子		
	個人番号	5 6 7 8 - 9 0 1 2 - 3 4 5 6		
	住所	和歌山県○○市○○○丁目○○番地		

住所が同じ場合でも  
記入をお願いします。

備考

- 同意者本人(保護者等)が自署にて記載してください。
- 住所欄は、提出する日の属する年の1月1日現在の住所を記載してください。
- 裏面に同意者の「番号確認書類」の写しを貼付してください。なお、「番号確認書類」といふ場合は次のとおりです。（(2)の書類は貼付しないで、添付してください。）
  - 番号法第2条第7項に規定する個人番号カード
  - 個人番号が記載された住民票

※通知カードは原則として使用できません。ただし、通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

- 郵送で3(1)の個人番号カード（両面の写し）以外を提出する場合は、同意者全員の運転免許証、旅券等「本人（実存）確認書類」の写しも併せて裏面に貼付してください。  
なお、「本人（実存）確認書類」については、次の表のとおりです。

区分	必要種類数	書類の名称
(1) 写真付きの書類	右のうちいずれか1種類	運転免許証 運転経歴証明書 旅券 身体障害者手帳 精神保健福祉手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード 特別永住者証明書等
(2) 写真付きでない書類	右のうちいずれか2種類	国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証 健康保険日雇特別被保険者手帳 国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証 私立学校教職員共済制度の加入者証 国民年金手帳 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 等

(裏面)

番号確認書類貼付欄

※ 個人番号が記載された住民票の場合は、貼付けないでください。

カード表面

カード裏面

カード表面

カード裏面

本人（実存）確認書類貼付欄

※郵送で提出される場合は貼付が必要です。

郵送で提出する場合は、  
本人確認書類も併せて  
提出してください。